



令和7年度 加東市市民意識調査（アンケート）業務委託

金抜設計書

業 務 番 号 2025082300

業 務 名 令和7年度 加東市市民意識調査（アンケート）業務委託

履 行 場 所 加東市社50番地（加東市役所）

兵庫県 加東市

[illegible]

[illegible]

令和7年度 加東市市民意識調査(アンケート)業務内訳書

第 1 号 直接人件費 【単位:円】

業務の種別	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	合計	備 考
市民アンケートに関する業務(調査票の設計・作成、集計分析、報告書作成)								
人員計(人・日)								
合 計								

第 2 号 直接経費 【単位:円】

業務の種別	内 容	数量	単位	単価	合計	備 考
調査票等印刷	A4、20項、白黒両面印刷	4,000	部			
送信用封筒印刷	角2型	4,000	部			
返信用封筒印刷	長3型	4,000	部			
宛名シール貼り、調査票等封入		4,000	部			
アンケートデータ入力		1,800	件			回収率45%
合 計						

令和7年度 加東市市民意識調査(アンケート)業務委託 仕様書

1 業務の目的

本業務は、市民の意向・意識を調査することにより、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする、第2次加東市総合計画後期基本計画(以下「基本計画」という。)で設定した成果指標の現状値及び市民意識等の変化を把握し、今後の加東市の行政運営や基本計画に基づいた施策の評価に係る基礎資料とすることを目的とする。

2 業務の名称 令和7年度 加東市市民意識調査(アンケート)業務委託

3 業務の期間 契約締結日の翌日から令和7年12月26日まで

4 業務の内容

受託者は、上記の目的を達成するため、次に掲げる業務を行い市民の意向・意識の把握の支援を行う。

- (1) 基本計画策定時に実施した市民意向調査(アンケート)を踏まえた調査票の設計及び送付資料の作成 ※インターネット回答フォームの作成を含む。
- (2) 調査票及び送付資料(以下「調査票等」という。)、送付・返信用封筒の印刷
- (3) 調査票等及び返信用封筒の封入、宛名シール貼付
- (4) 調査票等の開封、整理、回答データの入力(自由記述を含む。) ※インターネット回答分の集計を含む。
- (5) 調査結果の単純集計及びクロス集計(調査の概要及び集計結果の取りまとめを含む。)
- (6) 調査概要及び集計結果報告書の作成

【市民意識調査(アンケート)の概要】

- ・配布数 : 4,000票
- ・回収率 : 45%(見込)
- ・設問数 : 約50問 (参考) 前回43問(令和4年度)

※別途回答者属性8項目及び自由意見欄あり。

※一の設問に複数の項目、複数の観点を設定する場合あり。

- ・回答方法 : 紙ベースまたはインターネット回答

※調査票等の発送及び回収に係る郵送料は、別途市が負担する。

※対象者の抽出作業及び宛名シールの作成は、市が行う。

※回収率による委託料の増減は行わない。

5 成果品

受託者は、成果品として次のものを納品する。

- ① 調査概要：A4版、白黒刷 2部
- ② 集計結果報告書：A4版、白黒刷 2部
- ③ 個別の入力データ：一式
- ④ 上記の内容を記録した電子媒体一式（Microsoft Word 又は Excel）

6 その他

(1) 守秘義務

受託者は、本業務に関し知り得た個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。契約期間終了後においても同様とする。PMS（プライバシーマーク又は JISQ15001）又は ISMS（ISO/IEC27001 又は JISQ27001）を認証取得していること。

(2) 再委託等の禁止

本仕様書に記載している業務の全部を第三者に委託してはならない。

(3) 貸与品

本業務履行に当たっては、必要に応じて関係書類等を貸与する。なお、本業務完了後又は市が別途指示したときは、速やかに返却すること。

(4) 協議及び打合せ

本業務の実施に当たっては、市の指示により、市の事務所において担当職員等と必要な協議及び打合せを行うものとする。

(5) その他

本仕様に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度担当職員等と協議するものとする。

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 加東市（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第2条 乙は、この契約における個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

- (1) 乙は甲の許可なく、甲の指定した場所又は甲が承認した場所から個人情報を持ち出してはならない。
- (2) 乙は、甲から個人情報の提供を受けるとき又は甲に引き渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を甲に提出し、許可を得るとともに、甲の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第3条 乙は、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、従事者が負うべき個人情報の保護に関する法律に規定する安全確保の措置及び民事上の責任その他の個人情報の適切な取扱いに必要な教育及び研修を、従事者全員に対して実施しなければならない。

(守秘義務)

第4条 乙は、この契約において直接又は間接に知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 乙は、従事者に対し、この契約において直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約において個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、個人情報をこの契約における事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 乙は、この契約において必要な個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、甲に対し全ての責任を負

うものとする。

3 乙は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、乙及び再受託者がこの特記事項に定める義務、禁止事項を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 乙は、前項の約定において、甲の提供した個人情報並びに乙及び再受託者がこの契約において収集した個人情報を乙及び再受託者以外の者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(作業場所の指定)

第9条 乙は、個人情報を取り扱う場所について、あらかじめ書面により、甲に通知しなければならない。

(個人情報の消去及び媒体の返却)

第10条 乙は、この契約において甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報について、この契約が終了し、又は解除された後において、甲が別に指示した方法により、速やかに個人情報を消去し、廃棄し、又は甲に返却しなければならない。

(監査及び検査)

第11条 甲は、この契約における個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再受託者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約における事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙は、この契約における個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(誓約書の提出)

第13条 乙は、第3条に規定する教育及び研修を実施するとともに、個人情報の保護に関する誓約書(別記様式)を甲に提出しなければならない。

2 乙は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める教育及び研修を実施させるとともに、個人情報の保護に関する誓約書(別記様式)を乙に提出させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再受託者から提出された個人情報の保護に関する誓約書(別記様式)を甲に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約における事務を処理するために乙又は再受託者が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(別記様式)

個人情報の保護に関する誓約書

兵庫県加東市

加東市長 岩根 正 様

当社及び当社の従事者は、下記の契約業務中に知り得た個人情報、加東市の情報等を、契約期間中はもちろん契約期間後及び当社の従事者の退職後も、みだりに他人に故意又は過失によって漏えい、改ざん、毀損、又は滅失をしません。また、これらの情報等を加東市に無断で使用しません。

また、その結果として加東市に損害を与えません。

当社は、個人情報保護方針及び個人情報保護管理規程を策定し、個人情報の保護に関して当社の従事者に対して教育及び研修を実施しています。

以上の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 契約の件名 令和7年度加東市市民意識調査（アンケート）業務委託
- 2 契約締結日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

住所又は所在地 _____

名 称 _____

(代表者の氏名) _____ 印 _____